

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。

事業開始時においては、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1	対象リース契約	事業開始後当面の間は、東北電力・東京電力管内におけるリース契約に採択を限定するとあるが、当面の間とは具体的にどれくらいの期間か。	現時点では8～9月を検討しているが、東日本大震災の被災地の復旧状況、東北電力・東京電力管内の電力需給ギャップの解消に向けた対策の進捗状況等を踏まえたうえで最終的に対象地域拡大の見直し時期を検討。
2	対象リース契約	所有権移転外リースの定義について。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の所有権移転外リース取引に該当する取引は、法人税法施行令第48条の2第5項第5号の定めによるものとする。 ・具体的には次のいずれかに該当するもの以外のものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①譲渡条件付リース取引： リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産が無償または名目的な対価の額でリース先に譲渡されるものであること ②割安購入選択権付リース取引： リース先に対し、リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること ③専属使用資産のリース取引または識別困難な資産のリース取引： リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該リース資産が、その使用可能期間中、リース先によってのみ使用されると見込まれるものであること（専属使用資産）、または当該リース資産の識別が困難であると認められるものであること ④リース期間が耐用年数に比して相当短いリース取引： リース期間が当該リース資産の財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの（リース先の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。）であること
3	対象リース契約	取得価額には、対象機器に係る据付費用等も含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器の当初導入において必要と認められる据付費用等については、通常リース事業者のご判断によりリース契約に含まれる範囲内において助成の対象となる。 ・ただし、据付費用の金額は対象機器の購入価格（引取運賃、購入手数料等の購入に要した費用を含む）を上限とし、「据付費用」>「対象機器」の購入価格となるリース契約は、助成対象外とする（リース契約の一部についての助成も行わない）。 ・メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、助成対象外とする（メンテナンス付リースの場合は、メンテナンス費用を明示したうえで、メンテナンス費用を除いた部分のみを助成対象とする）。
4	対象リース契約	リース契約の対価に含まれる手数料とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・与信行為に伴う調査費用等。基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるもの。 ・メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等は含まれない。
5	対象リース契約	残存価額設定リースは助成対象となるか。	助成対象となる。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額の3%である。

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。
事業開始時には、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
6	対象リース契約	リース料総額の3%の補助金とあるが、再リース料は含まれるか。	再リース料は含まれない。当初リース期間の支払リース料のみが助成対象。
7	対象リース契約	リース料総額の3%の補助金とあるが、消費税分は含まれるか。	消費税は含まれない。
8	対象リース契約	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約は助成対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機器毎のリース料の内訳を明示することで、対象機器部分のリース契約のみが助成対象となる。なお、内訳の明示が出来ない場合は、対象機器のみからなるリース契約で補助金の申請を行う必要がある。 ・なお、対象機器と対象外機器を含むリース契約に両方に係る共通費用等が含まれる場合は、当該共通費用はリース料又は取得価額で按分する必要がある。
9	対象リース契約	リース料支払いの均等分割払いの条件について。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料がリース料支払期間中に均等に分割して支払われる契約であり、支払い回数はリース料支払い期間のどの1年間においても4回以上であること。 ・分割による端数は、初回又は最終回の支払金額で調整することとする。
10	対象リース契約	前払いリース料があった場合、及び据置期間の取扱いについて。	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月分の前払いリース料までは、均等分割払いの要件を満たすものとする。 ・第1回リース料の支払いまでの据置期間は、使用開始日から3ヶ月以内とする。
11	対象リース契約	中古品の低炭素機器のリース契約は助成対象外だが、導入間もないリースバック物件は対象となるか。	使用者が対象機器を購入等により引き渡しを受けた日以降3ヶ月以内にリース契約が締結された場合で、かつ税制上の金銭貸付に該当しないリースである場合に限り、例外的に中古品でないものとして対象とする。
12	対象リース契約	地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能か。 また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能。 ・この場合補助金算定の基準額から控除する必要はない。
13	対象リース契約	国内クレジット制度やJ-VER制度における認証費用の助成との併用は可能か。	これらの認証費用への助成とは併用可能。
14	対象リース契約	親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるものの定義は。	連結財務諸表の対象となる企業（持分法適用会社を含む）。

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。

事業開始時においては、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
15	対象リース契約	①1リース契約当たり、②1社当たり、のリース契約額の上限について。	<ul style="list-style-type: none"> ・①1リース契約当たりのリース契約額の上限は2億円。 ・②1社当たりの上限額の設定は行わない。ただし、同時期での同一物件への設備投資においてリース契約を分割するといった事例では、合計したリース金額のうち2億円を上限に助成対象とする。
16	対象リース契約	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額2億円、下限額3百万円は対象機器のみの合計額でよいのか。	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、対象機器分のみの合計額で上限額2億円、下限額3百万円の基準を満たす必要がある。
17	対象リース契約	リース事業者による協調リースおよび転リースは助成対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・協調リースについては、助成対象外とする。 ・リース事業者間の転リースについては、対象機器の使用者とのリース契約のみを助成対象とするため、使用者と直接リース契約を締結したリース事業者のみが補助金交付を受けられる。 ※リース事業者間のリース契約は助成対象外。
18	対象リース契約	割賦契約は助成対象となるか。	ならない。助成対象はリースに限定。
19	対象リース先	中小企業、中堅企業の定義について。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、中堅企業の区分の基準は資本金基準とする。 ・中小企業は資本金3億円以下の企業。中堅企業は資本金10億円未満の企業とする。 ※中小企業はリース信用保険制度の基準と同一。中堅企業は、日銀の短観の資本金基準を参考に決定。
20	対象リース先	医療法人、学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等)は対象リース先となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の定義がないこれらの団体をリース先とするものについては助成対象外。 ・なお、これら団体の代表者名義でリース契約を締結したうえ、これら団体に賃借等で使用させるようなケースは、設備の最終利用者が本事業のリース先の要件を満たしていないことから助成の対象外。
21	対象リース先	レンタル会社へのリース契約も助成の対象となるか(レンタル会社がリース先のケース)。	不特定多数を相手とするレンタル会社をリース先とするものについては助成対象外。
22	対象リース先	政府機関、地方公共団体に準ずる機関とはどのような機関か。	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人が該当。 ・また、政府機関、地方公共団体、上記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を越える法人も該当。

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。

事業開始時においては、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
23	対象機器	リース契約日前に設置に向けた機器の導入工事が開始されている場合も補助対象となるか。	工事の開始時期に関わらず、リース契約日より前に補助金の申込みを行い、補助金申込受理通知書を受理する必要がある。
24	対象機器	対象機器を追加したい場合はどうしたらいいのか。	本事業の対象機器は経済産業省のリース信用保険制度の対象機器の部分集合となっている。そのため、 ①現在低炭素投資促進法の告示にない製品群： 告示の改正が必要。 ②①以外で環境省の定める基準を満たしているものの、検索DBに未登録の製品群： 各工業会経由で一般社団法人低炭素投資促進機構及び本事業の補助事業者による追加型番登録作業が必要。
25	指定リース事業者	指定リース事業者には、リース会社単独と複数事業者の両方で参加することは可能か。	・リース会社単独と複数事業者の両方として参加することは可能。 ・この場合には、それぞれについて指定リース事業者の応募をし、指定を受けることが必要。
26	指定リース事業者	想定される複数事業者のケースについて。	例えば、家庭向けに本事業を活用する場合に、①個人の与信判断業務をクレジット会社が担当することでリース事業者と組んで応募するケース、②ハウスメーカーや設備機器メーカーがリース事業者と組んで応募するケース等が想定される。
27	指定リース事業者	リース先の対象に家庭（個人）とあるが、家庭（個人）をリース先にしていないリース会社は指定リース事業者となることは可能か。	指定リース事業者は、家庭（個人）を必ずリース先としている必要はない。
28	指定リース事業者	一定期間のリース実績の定義について。	・一定期間の目安は3年間としている。 ・3年間に満たない場合でも、その他項目を含め総合的に判断する。
29	指定リース事業者	財務内容に問題がない水準の定義について。	・財務内容は審査項目の1項目。 ・仮に申請したリース事業者の単体決算が赤字、債務超過の場合でも、その他審査項目を含め総合的に判断する。

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。
事業開始時には、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
30	指定リース事業者	指定リース事業者の審査項目にあるリース信用保険制度の加入状況とは。	・本事業とリース信用保険は共に低炭素機器を普及させるという点で目的が同じことから、本事業の利用に当たってはリース信用保険制度への加入を前提としている。 ・なお、23年度の本事業の指定リース事業者の公募については、リース信用保険制度の加入契約の開始後間もないことから、リース信用保険制度の加入済み条件とはしないものの、加入予定であることを前提とする。
31	指定リース事業者	家庭用と事業者用の両方に対して低炭素機器リースを扱っているリース会社は、リース保険に入らなければいけないのか。	・家庭（個人）のみをリース先の対象とするリース事業者であれば、リース信用保険に加入する必要はない。 ・ただし、事業者もリース先の対象としている場合はリース保険への加入がエコリース促進事業の指定リース事業者の指定の前提条件となる。
32	指定リース事業者	指定リース事業者の審査項目のうち、環境配慮活動をしていない場合は指定されないのか。	指定リース事業者の審査は、その他の審査項目を含め総合的に判断する。
33	指定リース事業者	ある特定機器を専門としたリース事業者も指定リース事業者となること可能か。	可能。ただし、取り扱う機器が本事業の対象機器であることが前提。
34	指定リース事業者	指定リース事業者の認定はいつまで有効か。	本事業は単年度事業であることから、指定リース事業者の指定有効期間は23年度のみとなる。
35	指定リース事業者	23年度に応募しなかった場合でも24年度の公募参加は可能か。	本事業は単年度事業である。本事業が次年度以降継続する際には、指定リース事業者の指定について年度毎に行う予定であるため、次年度以降での公募参加は可能。
36	補助金交付申請手続き	特約書に所定の様式はあるのか。	「特約書」、「覚書」等の契約書名及び様式については任意。また、別冊とせず本契約への追加条項とすることで対応も可能。
37	補助金返還義務	補助金返還義務における目的外使用とは具体的にどのような事象か。	補助金適正化法に基づき、個別の事象ごとに判断を行う。

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（Q&A編）

本資料の内容は現時点の案であり、今後一部変更があり得ます。
事業開始時には、公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
38	補助金返還義務	どのような場合に一部返還があり得るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金適正化法に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合がある。 ・例えば、リースの未経過期間部分についてのみ目的を達成できていないものと判断された場合には、当該期間に相当する補助金返還義務が生じる。
39	補助金返還義務	補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれるのか。	再リース期間は含まない。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみ。
40	その他	リース契約以降にリース先との支払い条件を変更した場合の対応について。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者まで支払い条件の変更内容について速やかに報告すること。 ・変更により対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがある。
41	その他	リース契約以降にリース先が対象事業者の適格要件外となった場合の対応について。	<ul style="list-style-type: none"> ・事象が判明次第、速やかに補助事業者まで報告すること。 ・変更の内容次第では、補助金の返還義務が生じることがある。
42	その他	リース契約期間満了後の取扱いについて教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなる。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含まない。
43	その他	エコリース促進事業は24年度以降も継続される事業か。	本事業は23年度予算の単年度事業となるが、2020年25%削減という目標の達成に向けて一定の目途が立つことを目指しつつ、当面の間継続する予定。